

章	見出し	条	項	号	条文	取組状況	見直しの方向性	課題、問題点	改善策
前文									
					白岡市では、美しい自然環境のもと、先人たちにより数々の歴史や文化が築かれ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきた。私たちは、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ責務がある。白岡市では、地方自治の発展を目指し、広く市民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの醸成、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に市民、議会、行政が協働して取り組んでいる。私たちは、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちの手でまちづくりを推進していく必要がある。そして、市民主体の自治を推進するため、市政における市民の参画と協働の原則を定め、市民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を担うことにより、安全安心で暮らしやすい地域社会を実現していかなければならない。		☒ 1 これまでの条文のとおりとする ☐ 2 条文を改正する ☐ 3 その他	前文関係 ・前文については、これまでのとおりでよいと考える。	
第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）									
	（目的）	1			この条例は、白岡市における自治の理念を定めるとともに、市政に関する市民の権利及び責務、議会及び行政の責務等を明らかにすることにより、安全安心で暮らしやすい地域社会の実現を図ることを目的とする。		☒ 1 これまでの条文のとおりとする ☐ 2 条文を改正する ☐ 3 その他	第 1 条～第 3 条関係 ・目的、定義及び理念については、これまでのとおりでよいと考える。	
	（定義）	2	1	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	☒ 1 これまでの条文のとおりとする ☐ 2 条文を改正する ☐ 3 その他				
			1	市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内で事業を営むもの又は活動するものをいう。					
			2	行政 市長その他の執行機関をいう。					
			3	まちづくり 市民、議会及び行政が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動をいう。					
			4	協働 市民、議会及び行政が、それぞれの役割及び責任を担い、信頼及び合意の基に連携し、及び協力することをいう					
			5	地域自治組織 地域単位で活動している組織、ボランティア団体その他の市内で自治的な活動をしている組織をいう。					
	（理念）	3		市民、議会及び行政は、白岡市の自然環境、文化及び伝統を礎にして、誰もが個人として尊重され、安全安心で暮らしやすい地域社会を、自らの意思及び責任において協働して実現することを目指すものとする。	☒ 1 これまでの条文のとおりとする ☐ 2 条文を改正する ☐ 3 その他				
第 2 章 市民（第 4 条・第 5 条）									
	（市民の権利）	4	1	市民は、まちづくりに参画する権利を有する。		☐ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他			
			2	市民は、議会及び行政の保有する情報を知る権利を有する。					
			3	市民は、まちづくりに関し、自ら考え主体的に行動するために必要な事項を学習する権利を有する。					
	（市民の責務）	5	1	市民は、まちづくりに主体的に参画するよう努めるものとする。	☐ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他				
			2	市民は、まちづくりに参画するときは、互いに意見を尊重し合い、責任ある行動をするものとする。					

章	見出し	条	項	号	条文	取組状況	見直しの方向性	課題、問題点	改善策
第3章 議会（第6条・第7条）									
	（議会の責務）	6	1		議会は、白岡市の意思決定機関として、この条例の理念にのっとり、住民福祉の向上を目指し、政策の提言及び条例の立案に努めるものとする。		☐ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他		
			2		議会は、市民の意思を的確に反映した行政運営が行われているか、行政の監視に努めるものとする。				
			3		議会は、市民に対し、審議経過及び結果を分かりやすく情報提供するなど、開かれた議会運営に努めるものとする。				
	（議員の責務）	7	1		議員は、市民の信頼にこたえるため、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。	☐ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他			
			2		議員は、市民に対し、自らの議員活動の情報提供に努めるものとする。				

章	見出し	条	項	号	条文	取組状況	見直しの方向性	課題、問題点	改善策
第 4 章 行政（第 8 条―第 14 条）									
	（行政の責務）	8	1		行政は、市民の信頼にこたえるため、この条例の理念にのっとり、参画及び協働による行政運営に努めるものとする。	・第 5 次総合振興計画を「参画と協働」、「自助・共助・公助」をキーワードに策定 ・決算報告（広報しらおか 1 0 月号） ・市長への手紙制度の実施 ・職員出前講座の実施 ・市民と市長との対話集会の実施 ・市民アンケート調査の実施（シティプロモーション、まち・ひと・しごと創生総合戦略）	☒ 1 条文中に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文中に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文中を改正する ☐ 4 その他	8 条関係 ・市の基本方針を定めた総合振興計画の進捗が市民に伝わりにくい。 ・より幅広い層の市民の意向把握に努める必要がある。	8 条関係 ・行政評価の方法を確立し、市民に分かりやすく公表する。 ・転出入者等の窓口を訪れた市民の方を対象にアンケート調査を実施
			2		行政は、市民の意向を的確に把握し、市民のニーズにこたえた行政運営を行い、住民福祉の向上に努めるものとする。				
			3		行政は、透明で開かれた市民主体の行政運営に努めるものとする。				
	（市長の責務）	9	1		市長は、市政に関する基本方針を定め、誠実に取り組むとともに、その結果を市民に公表するよう努めるものとする。	・市長施政方針の公表（ホームページ及び広報しらおか 4 月号） ・第 2 次改革推進プログラムの進捗管理、市民会議の開催	☒ 1 条文中に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文中に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文中を改正する ☐ 4 その他	9 条関係 ・第 2 次改革推進プログラムに基づき、健全な財政運営に努めているが、計画期間が終了することから次期計画を検討する必要がある。	9 条関係 ・引き続き、健全な財政運営を推進するため、次期計画を策定する。
			2		市長は、白岡市の統轄代表者として職員を適正に指揮監督し、公平かつ公正に職務を執行しなければならない。				
			3		市長は、中長期的な展望に立ち、限りある財源を効率的に活用し、健全な財政運営に努めなければならない。				
	（職員の責務）	10			職員は、全体の奉仕者であるとともに、自らが市民であることを自覚し、まちづくりに必要な能力の開発及び向上を図り、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。	・階層、担当事務に応じた適切な研修を実施するための実施計画の作成	☒ 1 条文中に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文中に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文中を改正する ☐ 4 その他	1 0 条関係 ・職員の希望制による選択研修について、受講生が少なく、参加者に偏りがある。	1 0 条関係 ・選択研修について、もっと幅広い層の職員が参加するよう意識付けを行う。
	（行政組織）	11			行政は、その補助組織を、市民にとって分かりやすく、効率的かつ機能的なものとし、社会情勢の変化に応じて、迅速に見直すよう努めるものとする。	組織再編 ・H24.4:市制施行に向けた部の設置 ・H25.4:街づくり課及び市街地整備課の再編、公共交通準備室及び生涯学習施設準備室の設置 ・H26.4:上下水道部の設置、企画政策課の名称変更、地域振興課及び農政課の再編等	☒ 1 条文中に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文中に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文中を改正する ☐ 4 その他	1 1 条関係 ・時機に応じて、組織の見直しをしているが、より、市民に分かりやすい名称にするなど工夫が必要である。	1 1 条関係 ・引き続き、時機に応じて組織の見直しを図るとともに、市民に分かりやすい組織となるよう、名称や市民への周知に努める。
	（危機管理体制）	12			行政は、災害等の緊急事態から市民の生命及び財産を守るため、総合的な危機管理体制の確立に努めなければならない。	・H25.3地域防災計画の改訂、地域防災計画審議会の開催 ・自主防災組織の設立、育成に対する支援の実施 ・防災関係機関との災害時応援協定締結	☒ 1 条文中に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文中に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文中を改正する ☐ 4 その他	1 2 条関係 ・総合的な危機管理を考えると、例えば、地震などの災害に本市と同時に罹災する可能性が低い、地理的に離れた自治体等との連携が必要ではないか。	1 2 条関係 ・友好都市や姉妹都市を検討する際には、防災協定についても検討する。
	（国及び他の地方公共団体との連携等）	13			行政は、広域的な課題の解決又は行政運営の効率化を図るため、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するよう努めなければならない。	・東部中央都市連絡協議会、田園都市づくり協議会における公共施設の相互利用	☐ 1 条文中に従いこれまでどおり取り組んでいく ☒ 2 条文中に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文中を改正する ☐ 4 その他	1 3 条関係 ・効率的な事務処理のためにも、他自治体との連携を検討する必要がある。	1 3 条関係 ・県との調整を図りながら、近隣市町との連携等について検討を行う。
	（行政手続）	14			行政は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正を確保するとともに透明性の向上に努めなければならない。	・行政手続条例により明文化している。	☒ 1 条文中に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文中に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文中を改正する ☐ 4 その他	1 4 条関係 ・公正性及び透明性を確保した手続を行っているが、権利利益が守られているかどうか、市民は分かりにくい。	1 4 条関係 ・引き続き、手続に関して、分かりやすい制度説明に努める。
第 5 章 参画及び協働（第 15 条）									
	（参画及び協働）	15	1		市民、議会及び行政は、協働によるまちづくりを推進するものとする。	・H26.7市民参画条例の施行	☐ 1 条文中に従いこれまでどおり取り組んでいく ☒ 2 条文中に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文中を改正する ☐ 4 その他	・審議会等において、公募又は傍聴できると考えられるもので、実施していないものが存在する。	・市役所内部での参画手続や協働についての啓発を図り、市民の参画機会を増加させる。
			2		行政は、まちづくりに関する市民の提案等の把握に努めるとともに、市民から提案等があったときは、当該提案等を尊重するものとする。				
			3		行政は、まちづくりの重要な計画等の策定又は改廃に当たり、市民の意見を聴くとともに、意見が提出されたときは、考え方を公表するものとする。				
			4		行政は、市民の意見を市政に反映させるため、幅広い市民の参画に努めるものとする。				
			5		前項に規定する市民の参画に関し必要な事項は、別に条例で定める。				

章	見出し	条	項	号	条文	取組状況	見直しの方向性	課題、問題点	改善策
第 6 章 地域活動及び地域自治組織（第16条）									
	（地域活動及び地域自治組織）	16	1		市民は、各種の地域活動を通じて、地域の課題解決及び活性化に努めるものとする。	・行政区運営費交付金等による行政区への支援	☒ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	・行政区以外の地域活動の担い手が少ない。	・地域活動の支援に寄与する情報の提供や、団体育成の制度について検討する。
			2		議会及び行政は、まちづくりにおける地域自治組織の役割を重視し、その活動の支援に努めるものとする。				
第 7 章 情報の公開、提供及び共有（第17条）									
	（情報の公開、提供及び共有）	17	1		議会及び行政は、市民に対し説明責任を果たし、市政への参画を促進するため、市政情報を公開するとともに、市民と情報の共有を図るため、市政情報の積極的な提供に努めるものとする。	・市政情報公開請求等に対する適切な公開 ・市ホームページ、広報しらおか等による市政情報の発信 ・定例記者会見の実施	☒ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	・市民の市政に対する関心を高めてもらえるような情報提供の方法を検討する必要がある。	・シティプロモーション戦略に基づき、ホームページの充実やソーシャルネットワークの活用等について検討を行う。
			2		地域自治組織は、組織運営の透明性を向上させ、その活動への参画を促進するため、活動情報の提供に努めるものとする。				
			3		議会、行政及び地域自治組織が、前 2 項に規定する情報の公開又は提供を行うときは、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱うものとする。				
第 8 章 次世代（第18条）									
	（次世代）	18	1		市民、議会及び行政は、次世代を担うこともが様々な学習及び経験を重ねて心豊かに成長し、個性及び能力を十分に発揮できるようなまちづくりに努めるものとする。	・白岡市子ども・子育て支援事業計画の策定 ・白岡市子ども・子育て支援事業計画の進行管理 ・児童福祉審議会の開催 ・中学生社会体験チャレンジ事業の実施	☒ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	・白岡市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントの意見がなかった。 ・生徒の勤労観・職業観を養い進路意識の高揚を図る必要がある。	・白岡市子ども・子育て支援事業計画やその進行状況をホームページや広報紙の掲載するとともに、ダイジェスト版を利用者等に配布して効果的な周知を図る。 ・児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を継続して実施する。
			2		市民、議会及び行政は、次世代のまちづくりの主役となることもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参画することを促進するものとする。				
第 9 章 住民投票（第19条）									
	（住民投票）	19	1		市長は、市政に関する重要事項について、市内に住所を有する者若しくは議会から請求があったとき又は住民の意思を確認する必要があると判断したときは、住民投票を実施するものとする。	・H25.10住民投票条例施行	☒ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	・制度自体について、市民への周知が不足しているのではないか。	・市民に対して、参画条例の各制度等と併せて周知を図る。
			2		前項の住民投票の実施を請求する場合の要件、投票することができる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。				
第10章 検証等（第20条・第21条）									
	（検証）	20			市長は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、この条例に規定する自治のあり方を、市民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。	・H27.4参画と協働のまちづくり審議会条例施行	☒ 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく ☐ 2 条文に従い新たな取り組みを検討する ☐ 3 条文を改正する ☐ 4 その他	2 0 条関係 ・効果的な検証方法を検討する必要がある。	2 0 条関係 ・今回の検証結果を踏まえて、次回以降の検証方法を検討する。
	（改正又は廃止）	21			議会及び市長は、この条例を改正し、又は廃止しようとするときは、この条例の理念を尊重して行うものとする。		☒ 1 これまでの条文のとおりとする ☐ 2 条文を改正する ☐ 3 その他		
第11章 補則（第22条）									
	（委任）	22			この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。		☒ 1 これまでの条文のとおりとする ☐ 2 条文を改正する ☐ 3 その他	・これまでのとおりの条文でよいと考える。	
附則									